

平成22年 9月15日
大台町 総務課

簡易水道統合事業に関する有資格者の配置について

平成21年6月15日付け、「配水管等工事施工時における有資格者の施工義務付けについて」でお知らせしましたことについて、下記のとおり取扱を行いますのでご承知下さい。

記

1. 有資格者の施工義務付けの内容

水道配水用ポリエチレン管(φ50 mm～φ200 mm)及びNS形ダクタイル鋳鉄管(φ450 mm以下)を使用する水道本管工事(配水管等の布設・布設替・移設)に有資格者を配置するよう特記仕様書で義務付けを行います。

詳細は、設計図書の特記仕様書及び特記仕様書別紙を参照してください。

2. 特記事項

落札したにも関わらず、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として選任される技術者のうち、いずれかに有資格者を配置できない場合、また、発注者が現場において配管従事者に対し資格者証等により有資格者の確認を行なった結果、有資格者を適正に配置せず施工を行ったことが判明した場合については、不誠実な行為とみなし指名停止措置の対象となります。

3. 大台町における本件の問合せ先

(1) 有資格者の配置に関する件

生活環境課 TEL：82-3787

(2) 指名停止措置に関する件

総務課 TEL：82-3781